

# 令和4年度災害ケースマネジメントの手引書作成に関する有識者検討会 実施要綱

## 1 趣旨及び目的

平成23年の東日本大震災以降、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントする取組である、いわゆる「災害ケースマネジメント」が自治体レベルで進んできていることを踏まえ、内閣府では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく防災基本計画において、令和3年5月に、「国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。」との記載を追加した。

これまで、自治体の中には、災害の状況や地域の社会資源の状況等を踏まえ、災害ケースマネジメントを実践してきた地域があると承知しているものの、全国的な取組状況は十分に共有されていないと考えられたことから、令和3年度末には、災害ケースマネジメントの取組状況に関する全国的な調査を行うとともに、今後、この取組が広がるよう、その結果等を基に、災害ケースマネジメントに関する取組事例集を作成・公表し、各自治体に共有したところである。

また、取組事例集の作成に際し、取組状況を調査する中で、被災経験のある自治体においては、災害ケースマネジメントの観点から、被災者の個々の被災状況や生活状況の把握、専門的な能力を持つ多様な関係者との連携、課題解消に向けた継続的な支援方法等に改善点を有していることが分かってきた。加えて、被災経験が少ない自治体においては、災害ケースマネジメントの実施に向け、平時からどのような準備をしておくべきかが想定しにくい等、本取組を進めていくに当たっての課題がみえてきたところである。

以上を踏まえ、前年度に調査した取組事例等を踏まえつつ、災害ケースマネジメントの取組をより一層推進するため、被災経験の有無を問わず、全国の自治体が災害ケースマネジメントを実践していくに当たり参考となるよう、災害ケースマネジメントの標準的な取組方法等をまとめた手引書等を作成することを目的として、本有識者検討会を設置する。

## 2 主な検討事項

本有識者検討会においては、主に次の事項について検討することとする。

- (1) 各自治体の実施状況や多様な取組内容等を踏まえ、実施手順、支援対象・内容、専門家等の関係者との体制構築・連携等について、災害ケースマネジメントの標準的な取組方法として手引書上に示す内容の検討
- (2) 手引書の適切性に関する多角的な視点に基づく検討

## 3 有識者検討会の設置及び運営

令和4年度災害ケースマネジメントの手引書作成に関する有識者検討会を実施するにあたり、内閣府から業務委託をされたエム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社が、当該有識者検討会を設置し、その運営を行うものとする。

## 4 有識者検討会の構成

- (1) 有識者検討会の委員は、災害ケースマネジメントの知見を有する学識者・関係団体及び災害ケースマネジメントの取組を進めている地方公共団体の10名で構成する。
- (2) 有識者検討会には座長を置く。座長は委員の互選により定め、会議の議事運営に当たる。その他有識者検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

## 5 開催回数

会期内に4回程度（各回約2時間）開催するものとする。

## 6 会期

令和5年3月31日までとする。

## 7 謝金・旅費

- (1) 謝金は、内閣府の基準に準じて支払う。
- (2) 旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に準じて実費を支払う。

以上